

刈谷市処務規則及び刈谷市役所富士松支所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 2 5 号

刈谷市処務規則及び刈谷市役所富士松支所処務規則の一部を改正する規則

(刈谷市処務規則の一部改正)

第 1 条 刈谷市処務規則 (昭和 2 5 年規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の表市民課の項を次のように改める。

市民課	(1) 青山斎園の管理運営に関する事。 (2) 墓地に関する事。 (3) 一般旅券の発給申請の受付及び交付等に関する事。 (4) 自動車臨時運行許可に関する事。 (5) 埋葬又は火葬を行う者がなく、又は判明しない死亡人に関する事。 (6) 各種申請書及び届書の受付に関する事。 (7) 印鑑登録に関する事。 (8) 戸籍謄抄本、住民票の写し及び諸証明の交付に関する事。 (9) 埋火葬の許可に関する事。 (10) 特別永住者等に関する事。 (11) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。 (12) 成年被後見人等の名簿に関する事。 (13) 人口動態調査に関する事。 (14) 住民実態調査に関する事。 (15) 個人番号カードに関する事。 (16) 富士松支所及び出張所との連絡に関する事。 (17) 公印の管守に関する事。
-----	---

(刈谷市役所富士松支所処務規則の一部改正)

第 2 条 刈谷市役所富士松支所処務規則 (平成 1 0 年規則第 2 号) の一部を次のよ

うに改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、同条第4号中「並びに閲覧」を削り、同号を同条第2号とし、同条第5号中「埋火葬許可」を「埋火葬の許可」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 特別永住者等に関する事。

(5) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 住民実態調査に関する事。

(7) 個人番号カードに関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市役所出張所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 6 号

刈谷市役所出張所処務規則の一部を改正する規則

刈谷市役所出張所処務規則（昭和 6 2 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）個人番号カードの電子証明書等に関すること。

第 3 条第 2 項中「出張所に」の次に「所長代理、」を加える。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 所長代理は、所長の職務を補佐する。

第 5 条中「上席の職員」を「所長代理」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 2 7 号

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び刈谷市会計年度任用
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 3 1 6 条の 3 3 第 3 項に規定する被害者参加人をいう。）」を加える。

(刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 3 1 6 条の 3 3 第 3 項に規定する被害者参加人をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

刈谷市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 2 8 号

刈谷市予算決算会計規則の一部を改正する規則

刈谷市予算決算会計規則（平成 2 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 2 条の 2 中「法」を「指定納付受託者（法）」に、「指定し」を「いう。以下同じ。）を指定し」に改める。

第 6 5 条に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 指定納付受託者が納付する歳入に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する歳入の収入金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 9 号

刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市国民健康保険税条例施行規則（昭和 4 9 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「様式第 4 号の 2」を「様式第 4 号」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

（その1）

年度 国民健康保険税 納税通知書

様

（表）

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日	年 月 日	性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	円
今回決定額	円

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
 - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 3 滞 納 処 分 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることになります。
- 4 審 査 請 求 及び取消訴訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 納 付 方 法 納付書裏面に記載してありますのでご参照ください。

(その2)

国民健康保険税 賦課明細書

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額(1人あたり 円)を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ - ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
前回決定額							円	今回決定額	円

(その4)

愛知県刈谷市



年度 国民健康保険税

納入済通知書

加入者名	刈谷市 会計管理者	口座 番号			金額	円			
賦課年度		対象年度		通知書番号		期別			
記号・番号		納期限	年	月	日	取扱 期限	年	月	日



督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
円	円	円	
氏納付者			
収 納 用 ニ			

刈谷市会計管理者

愛知県刈谷市

年度 国民健康保険税

原符

納付者氏名		様	
賦課年度		対象年度	
通知書番号			
期別		記号・番号	
納期限	年	月	日
金額	円		
督促料	円		
延滞金	円		
報奨金	円		
合計	円		
取扱期限	年	月	日

刈谷市会計管理者

領収証書

納付者氏名		様	
賦課年度			
対象年度			
科目			
通知書番号			
記号・番号			
期別			
納期限	年	月	日
金額		円	
督促料		円	
延滞金		円	
報奨金		円	
合計		円	
取扱期限	年	月	日

領収日付印	

領収日付印
収入印紙不要

様式第3号（第3条関係）

（その1）

年度 国民健康保険税 納税通知書

様

（表）

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日	年 月 日	性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	円
今回決定額	円

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
 - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 3 滞 納 処 分 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることになります。
- 4 審 査 請 求 及び取消訴訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

国民健康保険税 賦課明細書

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ - ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
前回決定額							円	今回決定額	円

(その4)

口座振替納税通知書 (前納口座振替者用)

氏名		様	通知書番号	
----	--	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	全期		
口座振替日			
税額	円		

(その5)

口座振替納税通知書 (期別口座振替者用)

氏名		様	通知書番号	
----	--	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

納期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
口座振替日				
税 額	円	円	円	円

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の2 (第3条関係)

(その1)

年度 国民健康保険税 納税通知書

様

(表)

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日	年 月 日	性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	円
今回決定額	円

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
 - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 3 滞 納 処 分 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることとなります。
- 4 審 査 請 求 及び取消訴訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

国民健康保険税 賦課明細書

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額(1人あたり 円)を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ - ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
前回決定額							円	今回決定額	円

(その4)

口座振替納税通知書

氏名		様	通知書番号	
----	--	---	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び税額

納期	全期
口座振替日	
税額	円

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

（その1）

年度 国民健康保険税 納税通知書

様

（表）

被保険者記号・番号
通知書番号

保険税納付方法等			
徴収方法			
納税義務者			
生年月日	年 月 日	性別	
住所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日 刈谷市長 印

前回決定額	円
今回決定額	円

(裏)

納 税 通 知 書 に つ い て

- 1 賦 課 の 根 拠 この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに刈谷市国民健康保険税条例第1条及び第13条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものです。
- 2 延 滞 金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
 - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%
- 3 滞 納 処 分 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと滞納処分を受けることになります。
- 4 審 査 請 求 及び取消訴訟 この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

国民健康保険税 賦課明細書

	区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
		課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	平等割額⑦		
								特定		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円		円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

	区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ - ⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
前回決定額							円	今回決定額	円

様式第4号の2を削る。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 3 0 号

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則（平成 2 2 年規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「第 4 3 条」を「第 4 3 条第 1 項」に改める。

第 4 条に次の 1 号を加える。

（6）製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積

第 6 条第 4 項第 4 号中「それぞれ別表第 1 の左欄に掲げる物質に対応する」を削り、「1）別表の測定方法の欄」を「。以下「平成 3 年告示」という。）別表の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄」に改める。

第 7 条第 1 項中「有害物質は、別表第 1」を「土壌の有害物質は、平成 3 年告示別表」に改め、同条第 2 項ただし書を削り、同条第 3 項中「有害物質」を「土壌の有害物質」に、「状態は、別表第 1」を「状況は、平成 3 年告示別表」に、「右欄」を「中欄」に改め、同条第 4 項中「別表第 2 及び別表第 3」を「別表第 1 及び別表第 2」に改め、同条第 5 項中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「前条」を「条例第 8 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 1 0 条第 1 項及び第 2 項中「第 7 条」を「条例第 8 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 1 3 条を削り、第 1 4 条を第 1 3 条とする。

第 1 5 条中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 6 条中「第 1 6 条第 1 項」を「第 1 5 条第 1 項」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 7 条中「第 1 7 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改め、同条を第 1 6 条と

する。

第18条中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項及び第2項中「第20条」を「第19条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第21条第1項中「第21条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第2項中「第21条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第7項中「第21条第2項」を「第20条第2項」に改め、同項第2号中「第4項又は第5項」を「第5項又は第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第21条第1項」を「第20条第1項」に改め、「(様式第9号)」を削り、同項第2号中「第4項」を「第5項」に改め、「(様式第10号)」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第21条第3項」を「第20条第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第21条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第21条第3項」を「第20条第3項」に、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第20条とする。

3 条例第20条第2項の規則で定める水の有害物質は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1の左欄に掲げる物質とする。

第22条中「第23条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「第24条」を「第23条」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第22条とする。

2 条例第23条第14号の規則で定める土壌の有害物質による汚染の状況の基準は第7条第3項に規定する基準とし、同号の規則で定める水の有害物質による汚染の状況の基準は排水基準を定める省令別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる許容限度を超えないこととする。

第24条中「第25条」を「第24条」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「第26条」を「第25条」に改め、同条を第24条とする。

第26条中「第27条」を「第26条」に改め、同条を第25条とする。

第27条中「第29条」を「第28条」に改め、「への掲示」の次に「及びホーム

ページへの掲載」を加え、同条を第26条とする。

第28条第1号中「(様式第2号)」を削り、同条第2号中「(様式第14号)」を削り、同条を第27条とし、第29条を第28条とする。

別表第1を削る。

別表第2その他の表3の項第4号の次に次のように加え、別表第2を別表第1とする。

(5) 土採取場の地下埋設物の有無を調査し、地下埋設物があると認められる場合は、当該地下埋設物の管理を阻害しないための措置を講ずること。

別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

様式第2号中「第28条」を「第27条」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「、第13条」を削る。

様式第9号中「第21条」を「第20条」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第6条、第20条関係）

地質分析結果証明書

年 月 日

様

分析機関名

所在地

代表者氏名

⑩

電話番号()

—

環境計量士氏名

⑩

年 月 日に依頼があった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表に定める方法により測定した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値
カドミウム	mg/L	
全シアン	mg/L	
有機りん	mg/L	
鉛	mg/L	
六価クロム	mg/L	
ひ素	mg/L	
総水銀	mg/L	
アルキル水銀	mg/L	
PCB	mg/L	
ジクロロメタン	mg/L	
四塩化炭素	mg/L	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	

1, 2-ジクロロエチレン		mg/L	
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/L	
トリクロロエチレン		mg/L	
テトラクロロエチレン		mg/L	
1, 3-ジクロロプロペン		mg/L	
チウラム		mg/L	
シマジン		mg/L	
チオベンカルブ		mg/L	
ベンゼン		mg/L	
セレン		mg/L	
ふっ素		mg/L	
ほう素		mg/L	
1, 4-ジオキサソ		mg/L	
農用地 (田に限る。)	ひ素	mg/L	
		mg/kg	
	銅	mg/kg	
検体の性状	形状		
	色		
	におい		
備考			

様式第11号中「、第13条」を削る。

様式第14号中「第28条」を「第27条」に改める。

様式第17号中「、第13条」を削る。

様式第19号中「、第14条」を削る。

様式第20号中「第15条」を「第14条」に改める。

様式第21号中「第13条、第16条」を「第15条」に、「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

様式第22号中「第13条、第17条」を「第16条」に、「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

様式第23号中「第13条、第18条」を「第17条」に、「第18条の」を「第17条の」に改める。

様式第24号中「第13条、第19条」を「第18条」に、「第19条第2項」を「第18条第2項」に改める。

様式第25号中「第20条」を「第19条」に改める。

様式第26号中「第13条、第21条」を「第20条」に、「第21条第7項」を「第20条第8項」に改める。

様式第27号中「第13条、第21条」を「第20条」に改める。

様式第28号中「第22条」を「第21条」に、「第23条第1項」を「第22条第1項」に、「第23条 市長」を「第22条 市長」に改める。

様式第29号中「第23条」を「第22条」に、「第24条」を「第23条」に改める。

様式第30号中「第24条」を「第23条」に、「第25条」を「第24条」に改める。

様式第31号中「第25条」を「第24条」に、「第26条」を「第25条」に改める。

様式第32号中「第26条」を「第25条」に、「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に施行する土地の埋立て等について適用し、この規則の施行の際現に着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に着手している土地の埋立て等について、この規則の施行の日以後に刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第10号）による改正後の刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成22年条例第30号）第3条の規定により刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例が適用されるものに事業区域が拡大されたときは、同日以後に拡大された事業区域については、前項の規定にかかわらず、改正後の規則の規定を適用する。

刈谷市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月15日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第31号

刈谷市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和44年規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

- 1 この賦課決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この賦課決定については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この賦課決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

」

この賦課決定について不服がある場合は、負担金の区分に応じ、次に掲げる方法により審査請求及び取消訴訟をすることができます。

- | (都市計画法に基づく負担金の場合) | (地方自治法に基づく負担金の場合) |
|--|---|
| 1 この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。 | 1 この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間が経過する前に、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 |
| 2 上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。 | 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除 |
| 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この賦課決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して | に |

1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

様式第4号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号中

- 1 この賦課決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この賦課決定については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この賦課決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

この賦課決定について不服がある場合は、負担金の区分に応じ、次に掲げる方法により審査請求及び取消訴訟をすることができます。

(都市計画法に基づく負担金の場合)

- 1 この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この賦課決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁

(地方自治法に基づく負担金の場合)

- 1 この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間が経過する前に、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場

決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

改める。

様式第10号(注)を次のように改める。

(注) 1 変更後の負担金の納付については、別添の納入通知書により納付してください。

2 この決定について不服がある場合は、負担金の区分に応じ、次に掲げる方法により審査請求及び取消訴訟をすることができます。

(都市計画法に基づく負担金の場合)

(地方自治法に基づく負担金の場合)

(1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。

(1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間

(2) 上記(1)の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、取消しの訴えを提起することができます。また、上記(1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決

が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となり

定の取消しの訴えを提起することができます。

- (3) 上記(1)及び(2)の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ます。)、取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ずに決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第12号中

「

- 1 この賦課決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この賦課決定については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この賦課決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

」

「 この賦課決定について不服がある場合は、負担金の区分に応じ、次に掲げる方法により審査請求及び取消訴訟をすることができます。

(都市計画法に基づく負担金の場合)

- 1 この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この賦課決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(地方自治法に基づく負担金の場合)

- 1 この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間が経過する前に、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

」